

## 静岡県委託業務等成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、静岡県経済産業部及び交通基盤部が発注する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、的確な評定を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに公共工事の品質確保に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、1件の業務委託料(当初)が100万円以上の次の各号に掲げる委託業務等をいう。ただし、建築工事に係る設計業務はこの要領の評定対象としない。なお、小規模施設修繕等の単価契約業務は、最終業務委託額が100万円以上について、この要領の評定対象とする。

- (1) 測量・用地調査等、地質・土質調査、別に定める基準に従い定められる単純調査業務の各業務(以下「測量調査業務」という。)
- (2) 調査・計画業務
- (3) 設計業務
- (4) 点検・維持管理等業務
- (5) 積算関係業務

### (評定者)

第3条 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 検査員  
静岡県委託業務検査要領第5条により命じられた職員
- (2) 総括監督員、担当監督員  
静岡県委託業務監督要領第7条により命じられた職員

### (評定の方法)

第4条 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに的確に行うものとする。

2 評定の結果は、静岡県委託業務等成績評定要領の運用細目（以下運用細目という）に定める様式に記録するものとする。

### (評定の時期)

第5条 検査員は完了検査を実施したとき、総括監督員及び担当監督員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

### (評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったとき、遅滞なく評定表を契約担当者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったとき、遅滞なくその結果を受注者に対して、運用細目に定める「委託業務等成績評定通知書」(以下「通知書」という。)により通知するものとする。

2 発注機関の長は、第1項の通知書の写しについて、受注者へ通知した日から起算して1月を経過した日から委託業務等の完了した日の属する年度及びその翌年度末までの間、閲覧に供する方法により公表するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約担当者は、前条第1項の通知後、委託業務等成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の意見又は次の各号の一により当該評定を修正する必要があると認められる場合、修正しなければならない。

- 一 委託業務等成績評定通知書の通知後、受注者に起因する事故等が判明した場合
- 二 委託業務等成績評定通知書の通知後、成果物等に受注者の故意又は重大な過失による隠れたかきが判明した場合
- 三 説明請求等及び再説明請求等により評定の錯誤があった場合

2 契約担当者は、委員会の意見を踏まえた上で評定を修正する。

3 第1項の規定により評定を修正できる期間は、完了した日から5年とする。

4 契約担当者は、前項の修正を行ったとき、遅滞なく、その結果を受注者に対して、運用細目に定める「委託業務等成績評定通知書(修正)」(以下「修正通知書」)により通知するものとする。

5 発注機関の長は、前項通知書の写しについて、受注者へ通知した日から起算して1月を経過した日から評定を修正した日の属する年度及びその翌年度末までの間、閲覧に供する方法により公表するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条第1項又は前条第4項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により発注機関の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項による説明を求められたとき、説明請求を受けた日から起算して30日(休日を含む)以内に、運用細目に定める様式により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により業務を所管する本庁の部長(以下「部長」という。)に対して再説明を求めることができる。

2 部長は、前項による再説明を求められたとき、再説明請求を受けた日から起算して30日(休日を含む)以内に、委員会の審議を経て、運用細目に定める様式により回答するものとする。

(委託業務等成績評定評価委員会)

第11条 第8条第1項及び前条第2項に規定する委員会に関し必要な事項は、静岡県委託業務等成績評定要領運用規程に定める。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日以降に交通基盤部又は経済産業部が契約を締結する委託業務について適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成29年4月1日以降契約する委託業務等に適用する。

3 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

4 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡県委託業務等成績評定要領の運用細目

静岡県委託業務等成績評定要領に係る様式について定める。

- 1 第4条第2項に係る様式は別記様式第1-①及び第1-②とする。
- 2 第7条第1項に係る様式は別記様式第2-①とする。
- 3 第8条第4項に係る様式は別記様式第2-②とする。
- 4 第9条第2項に係る様式は別記様式第3とする。
- 5 第10条第2項に係る様式は別記様式第4とする。

(附則)

この運用細目は令和2年4月1日から施行する。

## 委託業務等成績評定表

委託業務等名						
契約金額	当初:			最終:		
履行期間	当初: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	最終: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
完了年月日			令和 年 月 日			
完了検査年月日			令和 年 月 日			
契約相手方住所氏名						
照査技術者氏名						
管理技術者氏名						
業務代理人氏名						
主任技術者氏名						
担当技術者氏名①			⑤			
担当技術者氏名②			⑥			
担当技術者氏名③			⑦			
担当技術者氏名④			⑧			
総括監督員 所属・氏名						印
担当監督員 所属・氏名						印
検査員 所属・氏名						印
評価項目		業務評定 (注1)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者	
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画	/ 20.0点		-	
	実施状況の 評価	執行管理	/ 5.0点		-	
		品質管理	/ 20.0点		-	
		業務特性	/ 10.0点		-	
		創意工夫	/ 4.0点		-	
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	/ 6.0点		-	
	取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	/ 5.0点		-	
結果の評価	成果品の品質	/ 30.0点				
①小計 (注3)						
②事故等による減点						
③瑕疵修補又は損害賠償による減点						
④その他 (低入調査虚偽説明等)						
総合評定点=①+②+③+④		/ 100点	/ 100点	/ 100点	/ 100点	

- 注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。  
2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。  
3. ①「小計」は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表							
(発注機関)							
委託業務等名							
契約金額		当初：¥ , , -			最終：¥ , , -		
履行期間		当初：平成 年 月 日～平成 年 月 日			最終：平成 年 月 日～平成 年 月 日		
完了年月日		平成 年 月 日					
完了検査年月日		平成 年 月 日					
契約相手方氏名							
管理技術者氏名							
業務代理人氏名							
主任技術者氏名							
担当技術者氏名							
総括監督員 所属・氏名		印					
担当監督員 所属・氏名		印					
検査員 所属・氏名		印					
評価項目		担当監督員等 評定点 (注1)	総括監督員等 評定点 (注1)	検査員 評定点 (注1)	業務評定 (注1)	技術者評定	
						管理技術者 主任技術者 (注1、3)	担当技術者 (注1)
専門技術力	目的と内容の理解		-	-	/		
	的確な履行		-	-	/		
	業務目的の達成度		-	-	/		
管理技術力	業務実施体制の的確性		-	-	/		-
	打ち合わせの理解度		-	-	/		-
	指揮系統の迅速性、確実性			-	/		-
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点			-	/		
①小計(注2)					/		
②業務執行に係る過失に伴う減点		-		-			
③事故等による減点		-		-			
④かし修補又は損害賠償による減点		-		-			
⑤その他 ( )		-		-			
総合評定点=①+②+③+④+⑤		-	-	-			

注) 1 各評価項目の「評定点」「業務評定」「技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2 ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

3 維持管理及び保守点検等の業務においては、業務代理人及び主任技術者が該当する。

〇〇〇第〇〇号  
 〇〇年〇月〇日

(契約の相手方  
 商号又は名称)様

(契約担当者) 印

委託業務等成績評定通知書

貴社が受注した下記の委託業務について、静岡県委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

番 号	
委託業務の名称	
施 行 箇 所	
業 務 委 託 料	
受 注 者	
担 当 監 督 員	
完 了 期 日	
完 了 報 告 書 受 理 年 月 日	
検 査 年 月 日	

なお、評定の結果に疑問があるときは、発注機関の長に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む）以内に、書面（様式自由）により説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

評 定 点		項目別評定点は別表のとおり
-------	--	---------------

業種： 〇〇〇〇

手続き等の問い合わせ先

〒

〇〇〇第〇〇号

〇〇年〇月〇日

(契約の相手方  
商号又は名称)様

(契約担当者) 印

委託業務等成績評定通知書 (修正)

貴社が受注した下記の委託業務について、静岡県委託業務等成績評定要領第8条に基づき成績評定を修正したので、結果を通知します。

番 号	
委託業務の名称	
施 行 箇 所	
業 務 委 託 料	
受 注 者	
修 正 の 理 由	

なお、評定の結果に疑問があるときは、発注機関の長に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む）以内に、書面（様式自由）により説明を求めることができます。

ただし、当該業務について、既に説明請求等を求めている場合は、再説明請求等として取扱います。また、疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

評 定 点		項目別評定点は別表のとおり
-------	--	---------------

業種： 〇〇〇〇

手続き等の問い合わせ先

〒



## 項目別評定点

業務名：

評価項目	細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセスの評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点/点	点/点	点/点	—
	実施状況の評価	執行管理	点/点	点/点	点/点	—
		品質管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		業務特性	点/点	点/点	点/点	—
		創意工夫	点/点	点/点	点/点	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点/点	点/点	点/点	—
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/点	点/点	点/点	—
結果の評価	成果品の品質	点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(注3)		点	点	点	点	
事故等による減点		点	点	点	点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	点	
その他(低入調査虚偽説明等)		点	点	点	点	
総合評定点(注3)		点/100点	点/100点	点/100点	点/100点	

- 注) 1.各評定項目の評定点及び満点は小数点第二位を四捨五入して表示している。  
2.測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。  
3.評定点の小計は少数第一位を四捨五入し、整数としている。

## 項目別評定点

業務名：

評価項目		業務評定 管理技術者・主任技術者 (評定点/満点) (注1、3)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	—
	打ち合わせの理解度	点 / 点	—
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	—
取組姿勢	責任感、積極性、 発注者側の視点	点 / 点	点 / 点
評定点の小計 (注2)		点 / 100 点	点 / 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
かし修補又は損害賠償による減点		点	
その他 ( )		点	
総合評価点		点 / 100点	点 / 100点

注) 1 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数としている。

3 維持管理及び保守点検等の業務においては、業務代理人及び主任技術者が該当する。



別記様式第4

〇〇〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

(契約の相手方  
商号又は名称) 様

静岡県〇〇〇〇部長 印

委託業務等成績評定に係る再説明書 (回答)

平成〇〇年〇月〇日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名 〇〇業務
- 2 疑問に対する回答

担 当 建設支援局工事検査課  
電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 静岡県委託業務等成績評定要領運用規程

### 1 目的

この規程は、静岡県委託業務等成績評定要領第11条に記された委託業務等成績評定評価委員会に関して定める。

### 2 委託業務等成績評定評価委員会

委託業務等成績評定評価委員会は、「工事成績評定評価委員会設置要領」の規定を次のとおり読み替えて、これを準用するものとする。

- ・ 「工事成績評定評価委員会」は「委託業務等成績評定評価委員会」に読み替える。
- ・ 第2条の「工事」は「委託業務」に読み替える。
- ・ 第2条の「静岡県建設工事成績評定要領」は、「静岡県委託業務等成績評定要領」に読み替える。

### 付 則

この規定は、令和2年4月1日以降に適用する。